(趣旨)

第1条 天王寺動物園 (以下「動物園」という。)の利用に関しては、この規程の定める ところによる。

(休園日)

第2条 動物園の休園日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年1月1日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、園長は、動物園の設備の補修、点検若しくは整備、天 災その他やむを得ない事由があるときは、事前に又は速やかに理事長の承認を得て 同項の規定による休園日を変更し、又は臨時の休園日を定めることができる。
- 3 園長は、前項の休園を行う場合、事前に又は速やかにその内容を公告しなければ ならない。

(供用時間)

第3条 動物園の供用時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時30分から午後5時まで
- (2) 5月及び9月の日曜日、土曜日及び休日は、午前9時30分から午後6時まで
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、動物園の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第3条第1項」と、「休園日を変更し、又は臨時の休園日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第3条第2項の規定により読み替えられた第2条第2項」と読み替えるものとする。

(入園の制限)

- 第4条 園長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入園を断り、又は退 園させることができる。
 - (1) 動物又は他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
 - (2) 建物、設備又は展示品を損傷するおそれがある者
 - (3) 動物を携行する者
 - (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品を携行する者
 - (5) 管理上必要な指示に従わない者
 - (6) その他管理上支障があると認める者

(貸出しの許可)

- 第5条 動物に関する資料の貸出しを受けようとする者は、園長の許可を受けなければ ならない。
- 2 動物に関する資料の貸出しに関する手続きについては、別に定める。

(利用料金)

- 第6条 動物園を観覧する者は、園長に利用料金を支払わなければならない。
- 2 利用料金の額は、次のとおりとする。
- (1) 1人1回につき500円(児童等(小学校(これに準ずるものを含む。)の児童及び中学校(これに準ずるものを含む。)の生徒をいう。以下同じ。)にあっては、200円)
- (2) 1人1年につき 2,000 円(児童等にあつては、800 円)(1 人 1 回を単位として入 園する者が、当該入園する日において、1人1年を単位とする入園にする場合は、 1,500 円(児童等にあつては、600 円)) とする。
- 3 園長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、別に定める要項に 基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(損害の賠償及び事故の責任)

第7条 動物園を観覧する者が建物、設備、動物又は動物に関する資料を損傷し、又

は亡失したときは、理事長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害 を賠償しなければならない。

2 使用者は、使用に関して生じた一切の事故につき、その責めを負うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行前に納付された利用料金については、なお従前の例による。